

平成 29 年 9 月

保険医療機関
保険調剤薬局 各位

栃木県国民健康保険団体連合会

被保険者証の有効期限が変更になります

平成29年10月1日から国民健康保険被保険者証が新しくなり、有効期限が平成30年7月31日までの10ヶ月となりますので、ご注意ください。

栃木県では、平成30年8月から70歳以上75歳未満の国保被保険者に、被保険者証と高齢受給者証が一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を交付することとなっております。

それに伴い、被保険者証の有効期限も変更となります。平成29年10月1日から使用する被保険者証の有効期限は、平成30年7月31日までとなっておりますのでご注意ください。70歳未満の被保険者証も同様に変更となります。

